

令和6年第1回江差町議会臨時会資料

- 資料1：令和5年度低所得世帯価格高騰支援給付金事業の概要【承認第2号関係】 …P 1
- 資料2：江差町手数料条例新旧対照表【議案第1号関係】 …P 3
- 資料3：運動公園テニスコート中央フェンス補修工事の概要【議案第2号関係】 …P 7

令和5年度低所得世帯価格高騰支援給付金事業 (均等割のみ課税世帯分)、(こども加算分)の概要

1. 均等割のみ課税世帯分

《所要見込額 17,538千円》 財源：全額国庫補助金(10/10)

【事業費】 17,000千円(170世帯×100千円)〔扶助費〕

【事務費】 538千円〔需用費50千円、役務費77千円、委託料411千円〕

(1) 事業目的

物価高騰の負担感が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う。

(2) 給付対象及び給付額

令和5年度分住民税均等割のみ課税世帯(住民税が課税されている親族の被扶養者のみからなる世帯を除く) 170世帯

(3) 給付額

1世帯につき10万円

(4) 基準日

令和5年12月1日

2. こども加算分

《所要見込額 4,013千円》 財源：全額国庫補助金(10/10)

【事業費】 3,500千円(70人×50千円)〔扶助費〕

【事務費】 513千円〔需用費10千円、役務費8千円、委託料495千円〕

(1) 事業目的

低所得世帯(非課税世帯及び均等割のみ課税世帯)でも特に負担感が大きい子育て世帯(平成17年4月2日以降生れのこどもを養育する世帯)に対し、上乘せ支給をすることで家計負担の軽減を図る。

(2) 給付対象及び給付額

①令和5年度低所得世帯価格高騰支援給付金(追加給付分)の対象世帯のこども 50人(25世帯)

②令和5年度分住民税均等割のみ課税世帯のこども 20人(10世帯)

(3) 給付額

こども1人につき5万円

※いずれの給付金も令和5年度内に完了予定

江差町手数料条例別表 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第1 戸籍に関するもの	手数料を徴収する事務	金額 450円	単位 1通につき
戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書 の交付	戸籍法(昭和22年法律第224号)第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	金額 450円	単位 1通につき
戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	金額 350円	証明事項1 件につき
戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定められるもの)に限る。以下この項において同じ。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を	(新設)	金額 400円	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき

<p>行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</p>	<p>1 通につき</p>	<p>750 円</p>
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく除籍証明書</p>	<p>1 通につき</p>	<p>750 円</p>
<p>の交付</p>	<p>証明事項1 件につき</p>	<p>450 円</p>
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定若しくは同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</p>	<p>1 通につき</p>	<p>750 円</p>
<p>戸籍法第12条の2において準用する同法第10条第1項若しくは第10条の2第1項から第5項までの規定又は同法第126条の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明の交付</p>	<p>証明事項1 件につき</p>	<p>450 円</p>

<p>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく <u>除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）</u></p>	<p><u>除籍電子証明書提供用識別符号1件につき</u></p>	<p>700 円</p>	<p>(新設)</p>	
<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、<u>同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の</u></p>	<p>1 通につき</p>	<p>350 円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定め</p>	<p>戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付、<u>又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）若しくは第126条の規定に基づく届書その他受理した書類に記載した事項の証明書の交付</u></p>	<p>350 円 （婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定め</p>

<p>証明書の交付</p>	<p>の様式による 上質紙を用い る場合に<u>あつ</u> ては、1通に つき 1,400 円 _____)</p>	<p>の様式による 上質紙を用い る場合_____ _____は、1通に つき 1,400 円 _____と<u>する。</u>)</p>
<p>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に供する<u>事務又は</u>その他受理した書類を閲覧に供する<u>事務</u>又は同法第120条の6第1項の規定に基づく<u>届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務</u></p>	<p>書類又は<u>届書等情報の内容を表示したものの</u>1件につき</p>	<p>戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく<u>届書</u>その他受理した書類を閲覧に供する<u>事務</u>_____</p> <p>書類_____</p> <p>_____1件につき</p>
<p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年3月1日から施行する。</p>		

運動公園テニスコート中央コート中央フェンス補修工事

＜第1回臨時会資料＞【社会教育課】

【目的】

令和5年に運動公園テニスコート4面の内2面を改修しフットサルやバスケットボールができる「子どもふれあい広場」を整備し10月から供用開始しているところであるが、広場とテニスコートの中央に設置されているフェンス支柱の一部が根本の腐食が進行し、冬期間の強風などによりフェンスがなおられ倒壊の危険性や周辺支柱への負担による拡大の影響が懸念されることから、令和6年度の広場開設前に改修を行い利用者の安全を確保し、安心して利用できる環境を整える。

【事業概要】

フェンス支柱腐食箇所の補強工事 6カ所

【事業費】

2,101千円

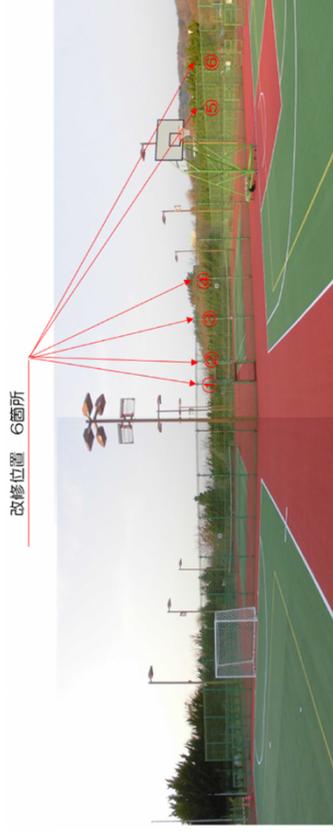
【事業期間】

令和6年2月～令和6年3月

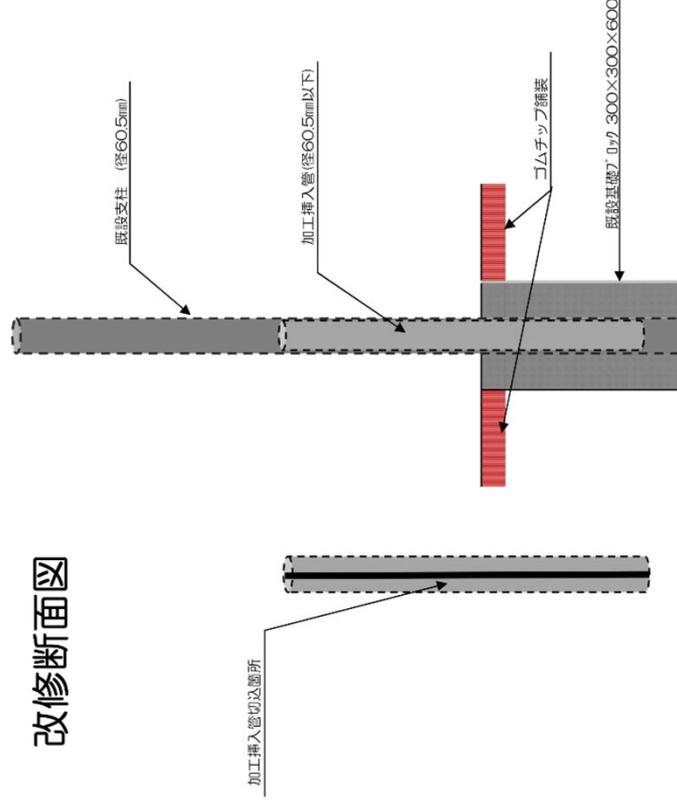
【事業効果】

今回の補修により今後10年程度の支柱の寿命延長が図られる。

改修箇所



改修断面図



資料3